

外国人看護師候補者学習支援事業実施団体

公募要領

令和6年4月

厚生労働省

外国人看護師候補者学習支援事業実施団体公募要領

1 総則

日インドネシア経済連携協定、日フィリピン経済連携協定及び日ベトナム交換公文（以下「経済連携協定等」という。）に基づき受入れた外国人看護師候補者（以下「候補者」という。）は、日本語研修及び看護導入研修を受講後、受入れ施設で就労・研修しながら定められた期間内（3年以内）に日本の看護師免許を取得する必要があります。

厚生労働省では、経済連携協定等に基づき受入れた候補者に対する学習支援事業（以下「支援事業」という。）を実施するにあたり、支援事業を実施する団体（以下「実施団体」という。）を選定するため、以下の要領で実施団体の公募をするものです。

2 事業の目的

候補者の日本語学習を含む看護師国家試験の受験に向けた効率的・効果的な学習を支援するため、eラーニング（EPA 看護師候補者向け学習サポートシステム、以下「学習システム」という。）等を活用した日々継続的な自己学習が可能となる学習環境の提供、定期的な集合研修、学習指導などにより、候補者の学習を総合的に支援することを目的としています。

（1）事業内容

応募する企画の事業の内容には、以下のすべての項目を盛り込む必要があります。なお、実施団体として選定され、その企画を具体的に実施するに当たっては、厚生労働省と逐次意見調整するなど、密接かつ協調的な連絡体制のもと実施することとなり、また、実施状況を逐次報告する必要があります。さらに、厚生労働省の求めに応じて候補者の学習修得状況や模擬試験の結果などの個人データについても報告する必要があるため、企画書の事業内容には厚生労働省との調整・連絡方法や実施状況の報告、報告可能な候補者の個人データに関する具体的な盛り込んでください。

- ① 看護師国家試験の受験に向けた具体的な学習内容や方法、学習スケジュールを作成し、各受入れ施設に提示すること。
- ② 厚生労働省が提供する学習システム（別添1）を運用し、候補者個々の学習修得状況の確認や苦手分野等の分析などの学習管理ができる環境を提供すること。（必要に応じ候補者の海外からの利用にも対応すること。）
- ③ 学習システムやテキストにより学習教材を提供し、候補者の日々の継続的な自己学習を支援すること。なお、学習システムについては、必要に応じコンテンツや演習問題等を追加するなどの改善を行うこと。

- ④ 学習システムを活用するなどにより、看護専門家及び日本語専門家が候補者の個々のレベルに応じた指導や相談に対応すること。（各週1日以上、英語、インドネシア語及びベトナム語でも対応できるようにすること。）
- ⑤ 定期的な集合研修及び模擬試験の提供・実施により候補者個々の達成度を評価すること。その評価に応じて、講師による指導方法や指導内容を厚生労働省と調整をしながら改善しつつ指導を実施し、看護師国家試験受験までの計画的な学習について支援すること。なお、集合研修においては、対面以外での研修方法についても対応可能とし、1回当たり2日程度で年間3回以上開催し、少なくともそのうち1回は研修内容に、看護師国家試験の内容や実施方法と同等程度の模擬試験の実施を盛り込むこと。また、模擬試験は集合研修で実施する以外に2回程度実施すること。
- ⑥ 「経済連携協定（EPA）に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ等についての基本的な方針」（平成23年6月20日 人の移動に関する検討グループ）のⅠの2（再チャレンジ支援の実施）に基づき、看護師免許を取得できずに帰国した候補者の母国での再チャレンジ支援について、模擬試験については年1回以上、通信添削指導については年6回以上実施すること。また、帰国者に対して看護師国家試験に関する情報提供等を行うこと。
- ⑦ 各受入れ施設を巡回訪問し、看護専門家又は日本語専門家が研修責任者等や候補者に対して個々の学習修得状況に応じた学習方法等の指導を行うこと。（基本的には、各受入施設を年間1回以上）
- ⑧ 集合研修、通信添削及び再チャレンジ支援等により収集した、各受入れ施設の情報及び候補者の情報について、データベース上で管理するとともに、厚生労働省が求める情報について集計した上で提出すること。

3 留意事項

（1）応募団体に関する諸条件

実施団体への応募者（以下「応募団体」という。）は、次の条件を全て満たす必要があります。

- ① 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること。
- ② 本事業を円滑に遂行する上で必要な経営基盤を有し、資金等に関する管理能力、及び精算を適正に行う経理体制を有すること。
- ③ 外国人に対する日本語教育や国家試験受験、又は外国人を日本に受入れての研修事業等について、十分な知見及び実績を有し、厚生労働省と密接かつ協調的に連絡体制を構築しつつ、本事業を円滑に実施できる者であること。
- ④ 日本に拠点を有していること。
- ⑤ 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。

- ⑥ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予算決算及び会計令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ⑦ 暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙様式1）を提出すること。
- ⑧ 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員制度、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がない旨の申立書（別紙様式2）を提出すること。

（2）業務の遂行

事業に実施に当たっては、次の事項に従ってください。

- ① 医政局看護課との連携を密に取ること。
- ② 本事業は厚生労働省の補助を受けて実施する事業であることを踏まえ、十分な公益性を担保するとともに、関係機関との連携を図ること。
- ③ 効率的かつ効果的な業務の遂行に努めること。
- ④ 本事業の全部を一括して委託してはならない。
- ⑤ 本事業の総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分を委託してはならない。
- ⑥ 本公募要領に定めのない事項、又は本公募要領の解釈について疑義が生じた場合、必要な事項については医政局看護課と協議すること。

（3）個人情報等

本事業の実施上知り得た情報については、その全てを厳重に管理するとともに次の事項を遵守してください。

- ① 本事業において入手したいかなる情報も本事業の実施以外の目的には一切使用しないこと。
- ② 本事業に従事する者の服務等の監督及び個人情報の適切な取扱いを行うための体制及び責任者を定めなければならない。
- ③ 個人情報保護規程等において、以下に掲げる事項を本事業の開始までに定めなければならない。
 - ・ 個人情報の取扱いに係る規定
 - ・ 個人情報の取扱い状況の点検及び監査に関する規定
 - ・ 個人情報の取扱いに関する責任者及び従事者の役割・責任に係る規定
 - ・ 個人情報の取扱いに関する規定に違反した従事者に対する処分の内容

4 事業期間

事業期間は、実施団体として選定された日から令和7年3月31日までとする。

5 実施団体の選定について

（1）評価の方法

実施団体の採択については、医政局看護課において応募条件に該当する旨を確認

した後、企画書等を評価しますが、評価に当たっては、当省に設置する外国人看護師候補者学習支援事業実施団体評価委員会（以下「評価委員会」という。）を組織し、評価委員会の意見を聴いて定めた評価基準に基づき実施します。

評価委員会は、申請者から提出された企画書等の内容について書類評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果を基に最も優秀と認められる応募団体を実施団体として選定します。

評価は非公開で行い、その経緯は通知しません。また、問い合わせにも応じられません。なお、提出された企画書等の資料は、返却しませんので御了承ください。

（２）評価の手順

評価は、以下の手順により実施します。

① 形式評価

提出された企画書について、医政局看護課において、応募条件への適合性について評価します。なお、応募の条件を満たしていないものについては、以降の評価の対象から除外されます。

② 書類評価

評価委員会により、書類評価を実施します。

③ ヒアリング

必要に応じて、評価委員会により、申請者（代理も可能としています。）に対して、ヒアリングを実施します。なお、ヒアリングの実施に当たっては、応募が多数の場合は、書類評価等の状況により、一部の応募団体のみ実施する場合があります。また、ヒアリングに出席しなかった場合は、辞退したものとみなします。

④ 最終評価

書類評価及びヒアリングにおける評価を踏まえ、評価委員会において最終評価を実施し、実施団体を選定します。

（３）評価の観点

評価の観点は、以下のとおりです。

- ① 業務を的確に遂行するための実施体制であるか。
- ② 事業内容が事業目的と合致しているか。
- ③ 効果的であり、実現可能な事業内容となっているか。
- ④ 事業目的達成のために、創意工夫のある内容となっているか。
- ⑤ 外国人である候補者向けの事業として、配慮や工夫された内容となっているか。
- ⑥ 事業目的、内容に対し、事業計画は現実的かつ妥当なものとなっているか。

（４）評価結果の通知等

評価の結果については、評価委員会における最終評価後、速やかに応募団体に対して通知する予定です。

なお、補助金については、実施団体選定の通知後に必要な手続きを経て、正式に交付されることとなります。

6 本事業に係る補助金の交付について

本事業は、経済連携協定等に基づく外国人看護師候補者を円滑かつ適正に受入れるため、日本国内の受入れ体制の整備に万全を期す一環として、外国人看護師の看護師免許取得に向けた必要な知識及び技術の修得を支援することを目的としており公正性が高い性質のものであります。

このため本補助金は、予算の範囲内において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）など関係法令の規定によるほか、別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」の定めるところにより交付するものです。

本事業に係る補助金の交付については103,640千円を基準額（上限額）とし、対象とする経費は本事業の実施に必要な、人件費（職員基本給、職員諸手当、社会保険料、児童手当拠出金）、賃金、謝金、旅費（講師等旅費、職員旅費、研修旅費）、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費、図書費、雑役務費、借料及び損料、会議費、備品購入費に限りますので、その他の一般管理費や諸経費などの経費は計上できません。また、基準額を超えた金額については、実施団体の負担となります。

なお、学習システムの改修及び運用に係る一切の経費、学習システムを利用する環境にない候補者に対し、必要に応じパーソナルコンピューターのリース等を行う経費、集合研修における候補者の旅費、宿泊費及び研修テキスト等も本事業の実施に必要な経費に含めるようにし、極力、候補者の負担がないようにして下さい。

7 応募方法等

（1）企画書の作成及び提出

「外国人看護師候補者学習支援事業企画書」を作成し、必要部数を以下の提出期間内に提出してください。

企画書には公募要領に示されている評価の観点を盛り込んでください。別に定める様式により企画書を作成してください。

（2）応募方法

提出期間及び提出先（問い合わせ先）は以下のとおりです。

① 提出期間

令和6年4月18日（木）から令和6年5月7日（火）
（必着：余裕を持って送付すること。）

② 提出先・問い合わせ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省医政局看護課事業調整係 あて
※ 郵送の場合、封筒の宛名面には、「外国人看護師候補者学習支援事業」と朱書きにより、明記してください。

問い合わせ先：厚生労働省医政局看護課事業調整係

tel：03-5253-1111

fax：03-3591-9073

※ ただし、問い合わせについては、月曜日～金曜日（祝祭日を除く。）の午前9時30分～午後6時15分（午後0時15分～午後1時15分を除く。）とします。

③ 提出書類及び部数

ア 「外国人看護師候補者学習支援事業企画書」 5部

イ 団体の概要が分かる資料 2部

- ・パンフレット等
- ・定款又は寄附行為
- ・直近より過去3年分の財務諸表（写）

ウ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する次の認定を受けている場合には、その通知書（写） 2部

- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定企業）
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
- ・青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）

エ その他必要な資料 2部

※ 応募書類の提出は、原則として「郵便又は宅配便」とし、やむを得ない場合には、「持参」も可能としますが、「FAX」による提出は受け付けません。

※ 応募書類を郵送する場合は、簡易書留等を利用し、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期間内に必着とし、遅れた場合は審査の対象外とします。

※ 書類に不備等がある場合は、評価の対象外となりますので、公募要領を熟読してください。

※ 応募書類の差し替えはできません。